

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

1	刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（第一条関係）	1
2	刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（第二条関係）	27
3	刑法（明治四十年法律第四十五号）（第三条関係）	55
4	檢察審査会法（昭和二十三年法律第四百十七号）（第四条関係）	56
5	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（第五条関係）	57
6	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第三百三十七号）（第六条関係）	59
7	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第三百三十七号）（第七条関係）	63
8	国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）（第八条関係）	92
9	不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（附則第十条関係）	94
10	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（附則第十一条関係）	95
11	武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）（附則第十二条関係）	97
12	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（附則第十三条関係）	98
13	刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）（附則第十四条関係）	100

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

1 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 第一審</p> <p>第一章 第三章（略）</p> <p>第四章 即決裁判手続</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 公判準備及び公判手続の特例（第三百五十条の四―第三百五十条の十二）</p> <p>第三節 証拠の特例（第三百五十条の十三）</p> <p>第四節 公判の裁判の特例（第三百五十条の十四）</p> <p>・第三百五十条の十五）</p> <p>第三編 第七編（略）</p> <p>附則</p> <p>第七十六条 被告人を勾引したときは、直ちに被告人に対し、公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。</p> <p>② 前項の規定により弁護人を選任することができる旨</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編（同上）</p> <p>第一章 第三章（略）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 公判準備及び公判手続の特例（第三百五十条の四―第三百五十条の十一）</p> <p>第三節 証拠の特例（第三百五十条の十二）</p> <p>第四節 公判の裁判の特例（第三百五十条の十三）</p> <p>・第三百五十条の十四）</p> <p>第三編 第七編（略）</p> <p>附則</p> <p>第七十六条 被告人を勾引したときは、直ちに被告人に対し、公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。</p> <p>（新設）</p>

を告げるに当たつては、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

③ 第一項の告知及び前項の教示は、合議体の構成員又は裁判所書記官にこれをさせることができる。

④ 第六十六条第四項の規定により勾引状を發した場合には、第一項の告知及び第二項の教示は、その勾引状を發した裁判官がこれをしなければならぬ。ただし、裁判所書記官にその告知及び教示をさせることができる。

第七十七条 被告人を勾留するには、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならぬ。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

② 前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、勾留された被告人は弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

③ 第六十一条ただし書の場合には、被告人を勾留した後直ちに、第一項に規定する事項及び公訴事実の要旨を告げるとともに、前項に規定する事項を教示しなければならぬ。ただし、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

② 前項の告知は、合議体の構成員又は裁判所書記官にこれをさせることができる。

③ 第六十六条第四項の規定により勾引状を發した場合には、第一項の告知は、その勾引状を發した裁判官がこれをしなければならぬ。但し、裁判所書記官にその告知をさせることができる。

第七十七条 逮捕又は勾引に引き続き勾留する場合を除いて被告人を勾留するには、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならぬ。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

(新設)

② 第六十一条但書の場合には、被告人を勾留した後直ちに、前項に規定する事項の外、公訴事実の要旨を告げなければならぬ。但し、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

④ 前条第三項の規定は、第一項の告知、第二項の教示並びに前項の告知及び教示についてこれを準用する。

第九十条 裁判所は、保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮し、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。

第四百四十三条の二 裁判所は、裁判所の規則で定める相^〇当の猶予期間を置いて、証人を召喚することができる。

第五百五十一条 証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(削る)

第五百五十二条 裁判所は、証人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その証人を勾引することができる。

第六百六十一条 正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(削る)

③ 前条第二項の規定は、前二項の告知についてこれを準用する。

第九十条 裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。

(新設)

第五百五十一条 証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

② 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第五百五十二条 召喚に応じない証人に対しては、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

第六百六十一条 正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

② 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘

留を併科することができる。

第二百三条 (略)

② (略)

③ 司法警察員は、第一項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

④・⑤ (略)

第二百四条 (略)

② 検察官は、前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

③ 検察官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について第一項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の

第二百三条 (略)

② (略)

(新設)

③・④ (略)

第二百四条 (略)

(新設)

② 検察官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申

申出をしていなければならぬ旨を教示しなければならない。

④・⑤ (略)

第二百五条 (略)

②④ (略)

⑤ 前条第三項の規定は、檢察官が、第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕され、第二百三条の規定により同項に規定する事件について送致された被疑者に対し、第一項の規定により弁解の機会を与える場合についてこれを準用する。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第二百七条 (略)

② 前項の裁判官は、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げる際に、被疑者に対し、弁護人を選任することができる旨を告げ、第三十七条の二第一項に規定する事件について勾留を請求された被疑者に対しては、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

③ 前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、勾留された被疑者は弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

④ 第二項の規定により弁護人の選任を請求することが

出をしていなければならぬ旨を教示しなければならない。

③・④ (略)

第二百五条 (略)

②④ (略)

⑤ 前条第二項の規定は、檢察官が、第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕され、第二百三条の規定により同項に規定する事件について送致された被疑者に対し、第一項の規定により弁解の機会を与える場合についてこれを準用する。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第二百七条 (略)

② 前項の裁判官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げる際に、被疑者に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

(新設)

③ 前項の規定により弁護人の選任を請求することが

できる旨を告げるに当たっては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

⑤
（略）

第二百九十条の三 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。以下同じ。）の供述者（以下この項において「証人等」という。）から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、証人等特定事項（氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき

二 前号に掲げる場合のほか、証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等の名誉又

きる旨を告げるに当たっては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

④
（略）

（新設）

は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認めるとき。

② 裁判所は、前項の決定をした事件について、証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないときと認めると至つたときは、決定で、同項の決定を取り消さなければならぬ。

第二百九十一条 (略)

② 第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の起訴状の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならぬ。

③ 前条第一項の決定があつた場合における第一項の起訴状の朗読についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは、「証人等特定事項」とする。

④ (略)

第二百九十一条の二 被告人が、前条第四項の手續に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官、被告人及び弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手續によつて審判をする旨の決定をすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

第二百九十一条 (略)

② 前条第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の起訴状の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならぬ。

(新設)

③ (略)

第二百九十一条の二 被告人が、前条第三項の手續に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官、被告人及び弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手續によつて審判をする旨の決定をすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

第二百九十五条 (略)

②・③ (略)

④ 第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における訴訟関係人のする尋問若しくは陳述又は訴訟関係人の被告人に対する供述を求めめる行為についても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは、「証人等特定事項」とする。

⑤ 裁判所は、前各項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかつた場合には、検察官については当該検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

⑥ (略)

第二百九十九条の二 検察官又は弁護人は、前条第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載され若しくは記録されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に

第二百九十五条 (略)

②・③ (略)
(新設)

④ 裁判所は、前三項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかつた場合には、検察官については当該検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

⑤ (略)

第二百九十九条の二 検察官又は弁護人は、前条第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に

ある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることその他これらの者の安全が脅かされることのないように配慮することを求めることができる。

第二百九十九条の四 検察官は、第二百九十九条第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、その者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護士に対し、当該氏名及び住居を知る機会を与えた上で、当該氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

② 検察官は、前項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるとき（被告人に弁護士がいないときを含む。）は、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができないなる場合その他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及

関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることその他これらの者の安全が脅かされることのないように配慮することを求めることができる。

（新設）

び弁護人に対し、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名又は住居を知る機会を与えないことができる。この場合において、被告人又は弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えなければならない。

③

檢察官は、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、証拠書類若しくは証拠物に氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている者であつて檢察官が証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人として尋問を請求するもの若しくは供述録取書等の供述者（以下この項及び次項において「檢察官請求証人等」という。）若しくは檢察官請求証人等の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えた上で、その檢察官請求証人等の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、その檢察官請求証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

④

檢察官は、前項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるとき（被告人に弁護人がないときを含む。）は、その檢察官請求証人等の

供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなる場合その他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に対し、証拠書類又は証拠物のうちその検察官請求証人等の氏名又は住居が記載され又は記録されている部分について閲覧する機会を与えないことができる。この場合において、被告人又は弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えなければならない。

⑤ 検察官は、前各項の規定による措置をとつたときは、速やかに、裁判所にその旨を通知しなければならない。

第二百九十九条の五 裁判所は、検察官が前条第一項から第四項までの規定による措置をとつた場合において

、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該措置の全部又は一部を取り消さなければならない。

一 当該措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがないとき。

二 当該措置により、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

三 検察官のとつた措置が前条第二項又は第四項の規

(新設)

定によるものである場合において、同条第一項本文又は第三項本文の規定による措置によつて第一号に規定する行為を防止できるとき。

② 裁判所は、前項第二号又は第三号に該当すると認め、て 検察官がとつた措置の全部又は一部を取り消す場合において、同項第一号に規定する行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該条件を付し、又は当該時期若しくは方法の指定をすることにより、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

③ 裁判所は、第一項の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

④ 第一項の請求についてした決定（第二項の規定により条件を付し、又は時期若しくは方法を指定する裁判を含む。）に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百九十九条の六 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項若しくは第三項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第二項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは

（新設）

困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するに当たり、これらに記載され又は記録されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときはその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

②

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第二項若しくは第四項の規定による措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するについて、これらのうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じ、又は当該氏名若しくは住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときはその他の被告人の防御に実質的な不利益を

生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

③ 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項から第四項までの規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第二項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書を閲覧し又はその朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百九十九条の七 検察官は、第二百九十九条の四第一項若しくは第三項の規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又はこれらの規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

② 裁判所は、第二百九十九条の五第二項若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又はこれらの規定による時期若し

(新設)

くは方法の指定に弁護人が従わなかったときは、弁護士である弁護士については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

③ 前二項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした検察官又は裁判所に通知しなければならぬ。

第三百五条 検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠書類の取調べをするについては、裁判長は、その取調べを請求した者にこれを朗読させなければならぬ。ただし、裁判長は、自らこれを朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを朗読させることができる。

② 裁判所が職権で証拠書類の取調べをするについては、裁判長は、自らその書類を朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを朗読させなければならぬ。

③ (略)

④ 第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読に ついても、前項と同様とする。この場合において、同項中「被害者特定事項」とあるのは、「証人等特定事項」とする。

⑤・⑥ (略)

第三百十六条の二 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認める

第三百五条 検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠書類の取調べをするについては、裁判長は、その取調べを請求した者にこれを朗読させなければならぬ。但し、裁判長は、自らこれを朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを朗読させることができる。

② 裁判所が職権で証拠書類の取調べをするについては、裁判長は、自らその書類を朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを朗読させなければならぬ。

③ (新設) (略)

(新設)

④・⑤ (略)

第三百十六条の二 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認める

ときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。

② 前項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

③ (略)

第三百十六条の十四 検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 (略)

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないとき）を認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面（を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。

ときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。

(新設)

② (略)

第三百十六条の十四 検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

一 (略)

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等（供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。以下同じ。）のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないとき）を認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面（を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）

② 検察官は、前項の規定による証拠の開示をした後、

被告人又は弁護人から請求があつたときは、速やかに被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければならない。

③ 前項の一覧表には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載しなければならぬ。

一 証拠物 品名及び数量

二 供述を録取した書面で供述者の署名又は押印のあるもの 当該書面の標目、作成の年月日及び供述者の氏名

三 証拠書類（前号に掲げるものを除く。） 当該証拠書類の標目、作成の年月日及び作成者の氏名

④ 前項の規定にかかわらず、検察官は、同項の規定により第二項の一覧表に記載すべき事項であつて、これを記載することにより次に掲げるおそれがあると認められるものは、同項の一覧表に記載しないことができる。

一 人の身体若しくは財産に害を加え又は人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

二 人の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれ

⑤ 三 犯罪の証明又は犯罪の捜査に支障を生ずるおそれ
検察官は、第二項の規定により一覧表の交付をした後、証拠を新たに保管するに至つたときは、速やかに被告人又は弁護人に対し、当該新たに保管するに至つた証拠の一覧表の交付をしなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

を与えること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第三百十六条の十五 検察官は、前条第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同項第一号に定める方法による開示をしなければならぬ。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一〇七 (略)

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人又はその共犯として身体を拘束され若しくは公訴を提起された者であつて第五号イ若しくはロに掲げるものに係るものに限る。）

九 検察官請求証拠である証拠物の押収手続記録書面

(押収手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、証拠物の押収に関し、その押収者、押収の年月日、押収場所その

第三百十六条の十五 検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならぬ。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一〇七 (略)

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人に係るものに限る。）

(新設)

他の押収の状況を記録したものをいう。次項及び第三項第二号イにおいて同じ。）

② 前項の規定による開示をすべき証拠物の押収手続記録書面（前条第一項又は前項の規定による開示をしたものを除く。）について、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、当該証拠物により特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときも、同項と同様とする。

③ 被告人又は弁護人は、前二項の開示の請求をするときは、次の各号に掲げる開示の請求の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

一 第一項の開示の請求 次に掲げる事項

イ 第一項各号に掲げる証拠の種類及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

ロ 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることその他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

二 前項の開示の請求 次に掲げる事項

イ 開示の請求に係る押収手続記録書面を識別するに足りる事項

ロ 第一項の規定による開示をすべき証拠物と特定の検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし

（新設）

② 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 前項各号に掲げる証拠の種類及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることその他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

、当該証拠物により当該検察官請求証拠の証明力を判断するために当該開示が必要である理由

第三百十六條の十六 被告人又は弁護人は、第三百十六條の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六條の十四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第三百二十六條の同意をするかどうか又はその取調べの請求に異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。

② (略)

第三百十六條の十七 被告人又は弁護人は、第三百十六條の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六條の十四第一項並びに第三百十六條の十五第一項及び第二項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第一項後段の規定を準用する。

②・③ (略)

第三百十六條の二十 検察官は、第三百十六條の十四第一項並びに第三百十六條の十五第一項及び第二項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六條の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつ

第三百十六條の十六 被告人又は弁護人は、第三百十六條の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六條の十四及び前条第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第三百二十六條の同意をするかどうか又はその取調べの請求に異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。

② (略)

第三百十六條の十七 被告人又は弁護人は、第三百十六條の十三第一項の書面の送付を受け、かつ、第三百十六條の十四及び第三百十六條の十五第一項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第一項後段の規定を準用する。

②・③ (略)

第三百十六條の二十 検察官は、第三百十六條の十四及び第三百十六條の十五第一項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百十六條の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、そ

た場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百十六條の十四第一項第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、檢察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② (略)

第三百十六條の二十一 檢察官は、第三百十六條の十三から前条まで(第三百十六條の十四第五項を除く。)に規定する手続が終わつた後、その証明予定事実を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、その追加し又は変更すべき証明予定事実を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第一項後段の規定を準用する。

②・③ (略)

④ 第三百十六條の十四第一項、第三百十六條の十五及び第三百十六條の十六の規定は、第二項の規定により檢察官が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

第三百十六條の二十二 被告人又は弁護人は、第三百十六條の十三から第三百十六條の二十まで(第三百十六條の十四第五項を除く。)に規定する手続が終わつた後、第三百十六條の十七第一項の主張を追加し又は変

の関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百十六條の十四第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、檢察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

② (略)

第三百十六條の二十一 檢察官は、第三百十六條の十三から前条までに規定する手続が終わつた後、その証明予定事実を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、その追加し又は変更すべき証明予定事実を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第一項後段の規定を準用する。

②・③ (略)

④ 第三百十六條の十四から第三百十六條の十六までの規定は、第二項の規定により檢察官が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

第三百十六條の二十二 被告人又は弁護人は、第三百十六條の十三から第三百十六條の二十までに規定する手続が終わつた後、第三百十六條の十七第一項の主張を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速や

更する必要があると認めるときは、速やかに、裁判所及び検察官に対し、その追加し又は変更すべき主張を明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第一項後段の規定を準用する。

②
⑤ (略)

第三百十六條の二十三 (略)

② 第二百九十九條の四の規定は、検察官が第三百十六條の十四第一項(第三百十六條の二十一第四項において準用する場合を含む。)の規定による証拠の開示をすべき場合についてこれを準用する。

③ 第二百九十九條の五から第二百九十九條の七までの規定は、検察官が前項において準用する第二百九十九條の四第一項から第四項までの規定による措置をとつた場合についてこれを準用する。

第三百十六條の二十五 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百十六條の十四第一項(第三百十六條の二十一第四項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百十六條の十八(第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

②
③ (略)

かに、裁判所及び検察官に対し、その追加し又は変更すべき主張を明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六條の十三第一項後段の規定を準用する。

②
⑤ (略)

第三百十六條の二十三 (略)

(新設)

(新設)

第三百十六條の二十五 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第三百十六條の十四(第三百十六條の二十一第四項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百十六條の十八(第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

②
③ (略)

第三百十六條の二十六 裁判所は、檢察官が第三百十六條の十四第一項若しくは第三百十六條の十五第一項若しくは第二項（第三百十六條の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六條の二十第一項（第三百十六條の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六條の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

②・③ （略）

第三百十六條の二十八 裁判所は、審理の経過に鑑み必要と認めるときは、檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第一回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。

② （略）

第三百十六條の三十六 （略）

② （略）

③ 裁判長は、第二百九十五条第一項から第四項までに規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受

第三百十六條の二十六 裁判所は、檢察官が第三百十六條の十四若しくは第三百十六條の十五第一項（第三百十六條の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百十六條の二十第一項（第三百十六條の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百十六條の十八（第三百十六條の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

②・③ （略）

第三百十六條の二十八 裁判所は、審理の経過に鑑み必要と認めるときは、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。

② （略）

第三百十六條の三十六 （略）

② （略）

③ 裁判長は、第二百九十五条第一項から第三項までに規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受

けた弁護士とする尋問が第一項に規定する事項以外の事項にわたるときは、これを制限することができる。

第三百十六條の三十七 (略)

② (略)

③ 裁判長は、第二百九十五條第一項、第三項及び第四項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする質問が第一項に規定する意見の陳述をするために必要がある事項に関係のない事項にわたるときは、これを制限することができる。

第三百十六條の三十八 (略)

② (略)

③ 裁判長は、第二百九十五條第一項、第三項及び第四項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の意見の陳述が第一項に規定する範囲を超えるときは、これを制限することができる。

④ (略)

第三百二十一條の二 (略)

② 前項の規定により調書を取り調べる場合においては、第三百五條第五項ただし書の規定は、適用しない。

③ (略)

第三百五十條の八 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、第二百九十一條第四項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き

けた弁護士とする尋問が第一項に規定する事項以外の事項にわたるときは、これを制限することができる。

第三百十六條の三十七 (略)

② (略)

③ 裁判長は、第二百九十五條第一項及び第三項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする質問が第一項に規定する意見の陳述をするために必要がある事項に関係のない事項にわたるときは、これを制限することができる。

第三百十六條の三十八 (略)

② (略)

③ 裁判長は、第二百九十五條第一項及び第三項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の意見の陳述が第一項に規定する範囲を超えるときは、これを制限することができる。

④ (略)

第三百二十一條の二 (略)

② 前項の規定により調書を取り調べる場合においては、第三百五條第四項ただし書の規定は、適用しない。

③ (略)

第三百五十條の八 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、第二百九十一條第三項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き

、即決裁判手続によつて審判をする旨の決定をしな
ればならない。
一〇四（略）

第三百五十条の十二 即決裁判手続の申立てを却下する
決定（第三百五十条の八第三号又は第四号に掲げる場
合に該当することを理由とするものを除く。）があつ
た事件について、当該決定後、証拠調べが行われるこ
となく公訴が取り消された場合において、公訴の取消
しによる公訴棄却の決定が確定したときは、第三百四
十条の規定にかかわらず、同一事件について更に公訴
を提起することができる。前条第一項第一号、第二号
又は第四号のいずれかに該当すること（同号について
は、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪で
ある旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述
をしたことにより同号に該当する場合に限る。）とな
つたことを理由として第三百五十条の八の決定が取り
消された事件について、当該取消しの決定後、証拠調
べが行われることなく公訴が取り消された場合におい
て、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したと
きも、同様とする。

第三節 証拠の特例
第三百五十条の十三（略）

第四節 公判の裁判の特例
第三百五十条の十四（略）

、即決裁判手続によつて審判をする旨の決定をしな
ればならない。
一〇四（略）

（新設）

第三節（同上）
第三百五十条の十二（略）

第四節（同上）
第三百五十条の十三（略）

第三百五十条の十五

(略)

第三百五十条の十四

(略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 第一審</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意</p> <p>第一節 合意及び協議の手續（第三百五十条の二―第三百五十条の六）</p> <p>第二節 公判手續の特例（第三百五十条の七―第三百五十条の九）</p> <p>第三節 合意の終了（第三百五十条の十―第三百五十条の十二）</p> <p>第四節 合意の履行の確保（第三百五十条の十三―第三百五十条の十五）</p> <p>第五章 即決裁判手續</p> <p>第一節 即決裁判手續の申立て（第三百五十条の十六・第三百五十条の十七）</p> <p>第二節 公判準備及び公判手續の特例（第三百五十条の十八―第三百五十条の二十六）</p> <p>第三節 証拠の特例（第三百五十条の二十七）</p> <p>第四節 公判の裁判の特例（第三百五十条の二十八・第三百五十条の二十九）</p> <p>第三編〜第七編（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編（同上）</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 即決裁判手續</p> <p>第一節 即決裁判手續の申立て（第三百五十条の二・第三百五十条の三）</p> <p>第二節 公判準備及び公判手續の特例（第三百五十条の四―第三百五十条の十二）</p> <p>第三節 証拠の特例（第三百五十条の十三）</p> <p>第四節 公判の裁判の特例（第三百五十条の十四・第三百五十条の十五）</p> <p>第三編〜第七編（略）</p> <p>附則</p>

第三十七条の二 被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならぬ。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

② 前項の請求は、勾留を請求された被疑者も、これを行うことができる。

第三十七条の四 裁判官は、被疑者に対して勾留状が発せられ、かつ、これに弁護人がない場合において、精神上の障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者について必要があると認めるときは、職権で弁護人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第四十条 (略)

② 前項の規定にかかわらず、第一百五十七条の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

第一百五十七条の二

検察官は、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項についての尋問を予定している場合であつて、当該事項についての証言の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状その他の

第三十七条の二 死刑又は無期若しくは長期三年を超え懲役若しくは禁錮に当たる事件において被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならぬ。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

② 前項の請求は、同項に規定する事件について勾留を請求された被疑者も、これを行うことができる。

第三十七条の四 裁判官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について被疑者に対して勾留状が発せられ、かつ、これに弁護人がない場合において、精神上の障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者について必要があると認めるときは、職権で弁護人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第四十条 (略)

② 前項の規定にかかわらず、第一百五十七条の四第三項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

(新設)

事情を考慮し、必要と認めるときは、あらかじめ、裁判所に対し、当該証人尋問を次に掲げる条件により行うことを請求することができる。

一 尋問に応じてした供述及びこれに基づいて得られた証拠は、証人が当該証人尋問においてした行為が第六十一条又は刑法第六十九条の罪に当たる場合に当該行為に係るこれらの罪に係る事件において用いるときを除き、証人の刑事事件において、これらを証人に不利益な証拠とすることができないこと。

二 第四百六十六条の規定にかかわらず、自己が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができないこと。

② 裁判所は、前項の請求を受けたときは、その証人に尋問すべき事項に証人が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問を同項各号に掲げる条件により行う旨の決定をするものとする。

第五百七十七条の三 検察官は、証人が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項について証言を拒んだと認める場合であつて、当該事項についての証言の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、裁判所に対し、それ以後の当該証人尋問を前条第一項各号に掲げる条件により行うことを請求することができる。

② 裁判所は、前項の請求を受けたときは、その証人が証言を拒んでいないと認められる場合又はその証人に

(新設)

尋問すべき事項に証人が刑事訴追を受け、若しくは有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、それ以後の当該証人尋問を前条第一項各号に掲げる条件により行う旨の決定をするものとする。

第一百五十七条の四 (略)

第一百五十七条の五 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（次条第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができるようにするために措置を採ることができる。ただし、被告人から証人の状態を認識することができないようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる。

② (略)

第一百五十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所

第一百五十七条の二 (略)

第一百五十七条の三 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（次条第一項に規定する方法による場合を含む。）において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができるようにするために措置を採ることができる。ただし、被告人から証人の状態を認識することができないようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる。

② (略)

第一百五十七条の四 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る

と同一の構内をいう。次項において同じ。)にあるものにその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。

一〇三 (略)

②

裁判所は、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。

一 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が同一構内に出頭するときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認めるとき。

二 同一構内への出頭に伴う移動に際し、証人の身体若しくは財産に害を加え又は証人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。

三 同一構内への出頭後の移動に際し尾行その他の方法で証人の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定されることにより、証人若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。

四 証人が遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内に出頭することが

。)にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。

一〇三 (略)

(新設)

著しく困難であると認めるとき。

③ 前二項に規定する方法により証人尋問を行う場合（前項第四号の規定による場合を除く。）において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると
思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検
察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の
尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音
声を同時に記録することができるものに限る。）に記
録することができる。

④（略）

第百八十条（略）

② 前項の規定にかかわらず、第百五十七条の六第四項
に規定する記録媒体は、謄写することができない。

③（略）

第二百三条（略）

②・③（略）

④ 司法警察員は、第一項の規定により弁護人を選任す
ることができ旨を告げるに当たつては、被疑者に対
し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その
他の事由により自ら弁護人を選任することができない
ときは裁判官に対して弁護人の選任を請求すること
ができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求す
るには資力申告書を提出しなければならぬ旨及びそ
の資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護
士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一条

② 前項に規定する方法により証人尋問を行う場合にお
いて、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同
一の事実につき再び証人として供述を求められること
があると思料する場合であつて、証人の同意があるこ
ときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、そ
の証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映
像及び音声と同時に記録することができるものに限る
。）に記録することができる。

③（略）

第百八十条（略）

② 前項の規定にかかわらず、第百五十七条の四第三項
に規定する記録媒体は、謄写することができない。

③（略）

第二百三条（略）

②・③（略）

④ 司法警察員は、第三十七条の二第一項に規定する事
件について第一項の規定により弁護人を選任すること
ができる旨を告げるに当たつては、被疑者に対し、引
き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事
由により自ら弁護人を選任することができないときは
裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる
旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには
資力申告書を提出しなければならぬ旨及びその資力
が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（

の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

⑤ (略)

第二百四条 (略)

② (略)

③ 検察官は、第一項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

④・⑤ (略)

第二百五条 (略)

②・④ (略)

(削る)

第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

⑤ (略)

第二百四条 (略)

② (略)

③ 検察官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について第一項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会(第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

④・⑤ (略)

第二百五条 (略)

②・④ (略)

⑤ 前条第三項の規定は、検察官が、第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕され、第

二百三条の規定により同項に規定する事件について送

第二百七条 (略)

② 前項の裁判官は、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げる際に、被疑者に対し、弁護人を選任することができ旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができ旨を告げなければならぬ。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

③
⑤ (略)

第二百七十条 (略)

② 前項の規定にかかわらず、第二百五十七条の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

第二百八十一条の二 裁判所は、公判期日外における証人尋問に被告人が立ち会った場合において、証人が被告人の面前（第二百五十七条の五第一項に規定する措置を採る場合並びに第二百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）においては圧迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が立ち会っている場合に限り、検察官及び弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人を退席させることができる。この場合には、供述終了後被告

致された被疑者に対し、第一項の規定により弁解の機会を与える場合についてこれを準用する。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第二百七条 (略)

② 前項の裁判官は、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げる際に、被疑者に対し、弁護人を選任することができ旨を告げ、第三十七条の二第一項に規定する事件について勾留を請求された被疑者に対しては、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができ旨を告げなければならぬ。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

③
⑤ (略)

第二百七十条 (略)

② 前項の規定にかかわらず、第二百五十七条の四第三項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

第二百八十一条の二 裁判所は、公判期日外における証人尋問に被告人が立ち会った場合において、証人が被告人の面前（第二百五十七条の三第一項に規定する措置を採る場合及び第二百五十七条の四第一項に規定する方法による場合を含む。）においては圧迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が立ち会っている場合に限り、検察官及び弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人を退席させることができる。この場合には、供述終了後被告人に証言の要

人に証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならない。

第二百九十二条の二 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 第五十七條の四、第五十七條の五並びに第五十七條の六第一項及び第二項の規定は、第一項の規定による意見の陳述について準用する。

⑦～⑨ (略)

第三百一条の二 次に掲げる事件については、検察官は、第三百二十二條第一項の規定により証拠とすることができる書面であつて、当該事件についての第九十八條第一項の規定による取調べ(逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。第三項において同じ。)又は第二百三條第一項、第二百四條第一項若しくは第二百五條第一項(第二百十一條及び第二百十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。第三項において同じ。)の弁解の機会に際して作成され、かつ、被告人に不利な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に関し、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べたときは、その承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を第四項の規定により記録した記録媒体の取調べを請求しなければならない。ただし、同項各

旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならない。

第二百九十二条の二 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 第五十七條の二、第五十七條の三及び第五十七條の四第一項の規定は、第一項の規定による意見の陳述について準用する。

⑦～⑨ (略)

(新設)

号のいずれかに該当することにより同項の規定による記録が行われなかつたことその他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しないときは、この限りでない。

一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

二 短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

三 司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件（前二号に掲げるものを除く。）

② 検察官が前項の規定に違反して同項に規定する記録媒体の取調べを請求しないときは、裁判所は、決定で同項に規定する書面の取調べの請求を却下しなればならない。

③ 前二項の規定は、第一項各号に掲げる事件について、第三百二十四条第一項において準用する第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができる被告人以外の者の供述であつて、当該事件についての第九十八条第一項の規定による取調べ又は第二百三条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項の弁解の機会に際してされた被告人の供述（被告人に不利益な事実の承認を内容とするものに限る。）をその内容とするものを証拠とすることに関し、被告人又は弁護人が、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べた場合にこれを準用する。

④ 検察官又は検察事務官は、第一項各号に掲げる事件

（同項第三号に掲げる事件のうち、関連する事件が送致され又は送付されているものであつて、司法警察員が現に捜査していることその他の事情に照らして司法警察員が送致し又は送付することが見込まれるものを除く。）について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第二百四条第一項若しくは第二百五条第一項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならない。司法警察職員が、第一項第一号又は第二号に掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第二百三条第一項（第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときも、同様とする。

- 一 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることができないとき。
- 二 被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。
- 三 当該事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定により都道府県公安委員会の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき

四 前二号に掲げるもののほか、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

第三百四条の二 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人が被告人の面前（第一百五十七条の五第一項に規定する措置を採る場合並びに第一百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）においては圧迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が出頭している場合に限り、検察官及び弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人を退廷させることができる。この場合には、供述終了後被告人を入廷させ、これに証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならない。

第三百五条（略）

②④（略）

⑤ 第一百五十七条の六第四項の規定により記録媒体がその一部とされた調書の取調べについては、第一項又は第二項の規定による朗読に代えて、当該記録媒体を再生するものとする。ただし、裁判長は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、

第三百四条の二 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人が被告人の面前（第一百五十七条の三第一項に規定する措置を採る場合及び第一百五十七条の四第一項に規定する方法による場合を含む。）においては圧迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が出頭している場合に限り、検察官及び弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人を退廷させることができる。この場合には、供述終了後被告人を入廷させ、これに証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならない。

第三百五条（略）

②④（略）

⑤ 第一百五十七条の四第三項の規定により記録媒体がその一部とされた調書の取調べについては、第一項又は第二項の規定による朗読に代えて、当該記録媒体を再生するものとする。ただし、裁判長は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、

当該記録媒体の再生に代えて、当該調書の取調べを請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調書に記録された供述の内容を告げさせ、又は自らこれを告げることができる。

⑥ 裁判所は、前項の規定により第一百五十七条の六第四項に規定する記録媒体を再生する場合において、必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第一百五十七条の五に規定する措置を採ることができる。

第三百二十一条 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

一 裁判官の面前（第一百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法を含む。）における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異なつた供述をしたとき。

二 検察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異なつた供述をしたとき。

当該記録媒体の再生に代えて、当該調書の取調べを請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調書に記録された供述の内容を告げさせ、又は自らこれを告げることができる。

⑥ 裁判所は、前項の規定により第一百五十七条の四第三項に規定する記録媒体を再生する場合において、必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第一百五十七条の三に規定する措置を採ることができる。

第三百二十一条 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

一 裁判官の面前（第一百五十七条の四第一項に規定する方法を含む。）における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異なつた供述をしたとき。

二 検察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異なつた供述をしたとき。

き。ただし、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限る。

三 前二号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいたるため公判準備又は公判期日において供述することができず、かつ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。ただし、その供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限る。

②
③
④ (略)

第三百二十一条の二 被告人の公判準備若しくは公判期日における手続以外の刑事手続又は他の事件の刑事手続において第五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は、前条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

②
③ (略)

第四章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意

第一節 合意及び協議の手続

第三百五十条の二 検察官は、特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人が特定犯罪に係る他人の刑事事件（以

。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限る。

三 前二号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいたるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限る。

②
③
④ (略)

第三百二十一条の二 被告人の公判準備若しくは公判期日における手続以外の刑事手続又は他の事件の刑事手続において第五十七条の四第一項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は、前条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

②
③ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

下単に「他人の刑事事件」という。）について一又は二以上の第一号に掲げる行為をすることにより得られる証拠の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が当該他人の刑事事件について一又は二以上の同号に掲げる行為をし、かつ、検察官が被疑者又は被告人の当該事件について一又は二以上の第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一 次に掲げる行為

イ 第九十八条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員を取調べに際して真実の供述をすること。

ロ 証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること。

ハ 検察官、検察事務官又は司法警察職員による証拠の収集に関し、証拠の提出その他の必要な協力をすること（イ及びロに掲げるものを除く。）。

二 次に掲げる行為

イ 公訴を提起しないこと。

ロ 公訴を取り消すこと。

ハ 特定の訴因及び罰条により公訴を提起し、又はこれを維持すること。

ニ 特定の訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回又は特定の訴因若しくは罰条への変更を請求すること。

ホ 第二百九十三条第一項の規定による意見の陳述において、被告人に特定の刑を科すべき旨の意見

を陳述すること。

へ 即決裁判手続の申立てをすること。

ト 略式命令の請求をすること。

②

前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たるものを除く。）をいう。

一 刑法第九十六条から第九十六条の六まで若しくは第五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪、同法第五十七条の罪、同法第五十八条の罪（同法第五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第五十七条第一項若しくは第二項の罪に係るものに限る。）又は同法第五十九条から第六十三条の五まで、第九十七条から第九十七条の四まで、第九十八条、第二百四十六条から第二百五十条まで若しくは第二百五十二条から第二百五十四条までの罪

二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第三条第一項第一号から第四号まで、第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪、同項第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪処罰法第十条若しくは第十一条の罪

三 前二号に掲げるもののほか、租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の罪その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの

四 次に掲げる法律の罪

- イ 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）
 - ロ 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）
 - ハ 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）
 - ニ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）
 - ホ 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号）
 - ヘ あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）
 - ト 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）
 - チ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）
 - 五 刑法第三百三条、第四百四条若しくは第二百五条の二の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係る同条の罪（いずれも前各号に掲げる罪を本犯の罪とするものに限る。）
- ③ 第一項の合意には、被疑者若しくは被告人がする同項第一号に掲げる行為又は検察官がする同項第二号に掲げる行為に付随する事項その他の合意の目的を達するため必要な事項をその内容として含めることができる。

第三百五十条の三 前条第一項の合意をするには、弁護

（新設）

人の同意がなければならぬ。

② 前条第一項の合意は、検察官、被疑者又は被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

第三百五十条の四 第三百五十条の二第一項の合意をするため必要な協議は、検察官と被疑者又は被告人及び弁護人との間で行うものとする。ただし、被疑者又は被告人及び弁護人に異議がないときは、協議の一部を被疑者若しくは被告人又は弁護人のいずれか一方のみとの間で行うことができる。

第三百五十条の五 前条の協議において、検察官は、被疑者又は被告人に対し、他人の刑事事件について供述を求めることができる。この場合においては、第九十八条第二項の規定を準用する。

② 被疑者又は被告人が前条の協議においてした供述は、第三百五十条の二第一項の合意が成立しなかつたときは、これを証拠とすることができない。

③ 前項の規定は、被疑者又は被告人が当該協議においてした行為が刑法第三百三条、第四百条若しくは第七百七十二條の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者に係る同条の罪に当たる場合において、これらの罪に係る事件において用いるときは、これを適用しない。

第三百五十条の六 検察官は、司法警察員が送致し若しくは送付した事件又は司法警察員が現に捜査している

(新設)

(新設)

(新設)

と認める事件について、その被疑者との間で第三百五十条の四の協議を行おうとするときは、あらかじめ、司法警察員と協議しなければならない。

② 検察官は、第三百五十条の四の協議に係る他人の刑事事件について司法警察員が現に捜査していることその他の事情を考慮して、当該他人の刑事事件の捜査のため必要と認めるときは、前条第一項の規定により供述を求めるとその他の当該協議における必要な行為を司法警察員にさせることができる。この場合において、司法警察員は、検察官の個別の授権の範囲内で、検察官が第三百五十条の二第一項の合意の内容とすることを提案する同項第二号に掲げる行為の内容の提示をすることができる。

第二節 公判手続の特例

第三百五十条の七 検察官は、被疑者との間でした第三百五十条の二第一項の合意がある場合において、当該合意に係る被疑者の事件について公訴を提起したときは、第二百九十一条の手続が終わった後（事件が公判前整理手続に付された場合にあつては、その時後）遅滞なく、証拠として第三百五十条の三第二項の書面（以下「合意内容書面」という。）の取調べを請求しなければならぬ。被告事件について、公訴の提起後に被告人との間で第三百五十条の二第一項の合意をしたときも、同様とする。

② 前項の規定により合意内容書面の取調べを請求する場合において、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知を

（新設）

（新設）

しているときは、検察官は、あわせて、同項の書面の取調べを請求しなければならない。

③ 第一項の規定により合意内容書面の取調べを請求した後、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面の取調べを請求しなければならない。

第三百五十条の八 被告人以外の者の供述録取書等であつて、その者が第三百五十条の二第一項の合意に基づいて作成したものの又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したものについて、検察官、被告人若しくは弁護士が取調べを請求し、又は裁判所が職権でこれを取り調べることとしたときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならない。この場合においては、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三百五十条の九 検察官、被告人若しくは弁護士が証人尋問を請求し、又は裁判所が職権で証人尋問を行うこととした場合において、その証人となるべき者との間で当該証人尋問について第三百五十条の二第一項の合意があるときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百五十条の七第三項の規定を準用する。

第三節 合意の終了

(新設)

(新設)

(新設)

第三百五十条の十 次の各号に掲げる事由があるときは

、当該各号に定める者は、第三百五十条の二第一項の合意から離脱することができる。

一 第三百五十条の二第一項の合意の当事者が当該合意に違反したとき その相手方

二 次に掲げる事由 被告人

イ 検察官が第三百五十条の二第一項第二号ニに係

る同項の合意に基づいて訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を請求した場合において、裁判所がこれを許さなかつたとき。

ロ 検察官が第三百五十条の二第一項第二号ホに係

る同項の合意に基づいて第二百九十三条第一項の規定による意見の陳述において被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述した事件について、裁判所がその刑より重い刑の言渡しをしたとき。

ハ 検察官が第三百五十条の二第一項第二号ヘに係

る同項の合意に基づいて即決裁判手続の申立てをした事件について、裁判所がこれを却下する決定（第三百五十条の二十二第三号又は第四号に掲げる場合に該当することを理由とするものに限る。）をし、又は第三百五十条の二十五第一項第三号

若しくは第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合を除く。）となつたことを理由として第三百五十条の二十二の決定を取り消したとき。

ニ 検察官が第三百五十条の二第一項第二号トに係

（新設）

る同項の合意に基づいて略式命令の請求をした事件について、裁判所が第四百六十三条第一項若しくは第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとし、又は検察官が第四百六十五条第一項の規定により正式裁判の請求をしたとき。

三| 次に掲げる事由 検察官

イ| 被疑者又は被告人が第三百五十条の四の協議においてした他人の刑事事件についての供述の内容が真実でないことが明らかになつたとき。

ロ| 第一号に掲げるもののほか、被疑者若しくは被告人が第三百五十条の二第一項の合意に基づいてした供述の内容が真実でないこと又は被疑者若しくは被告人が同項の合意に基づいて提出した証拠が偽造若しくは変造されたものであることが明らかになつたとき。

②| 前項の規定による離脱は、その理由を記載した書面により、当該離脱に係る合意の相手方に対し、当該合意から離脱する旨の告知を行つたものとする。

第三百五十条の十一 検察官が第三百五十条の二第一項第二号イに係る同項の合意に基づいて公訴を提起しない処分をした事件について、検察審査会法第三十九条の五第一項第一号若しくは第二号の議決又は同法第四十一条の六第一項の起訴議決があつたときは、当該合意は、その効力を失う。

第三百五十条の十二 前条の場合には、当該議決に係る事件について公訴が提起されたときにおいても、被告

(新設)

(新設)

人が第三百五十条の四の協議においてした供述及び当該合意に基づいてした被告人の行為により得られた証拠並びにこれらに基づいて得られた証拠は、当該被告人の刑事事件において、これらを証拠とすることができない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には、これを適用しない。

一 前条に規定する議決の前に被告人がした行為が、当該合意に違反するものであつたことが明らかになり、又は第三百五十条の十第一項第三号イ若しくはロに掲げる事由に該当することとなつたとき。

二 被告人が当該合意に基づくものとしてした行為又は当該協議においてした行為が第三百五十条の十五第一項の罪、刑法第三百三条、第四百条、第六十九条若しくは第七十二条の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者に係る同条の罪に当たつた場合において、これらの罪に係る事件において用いるとき。

三 証拠とすることについて被告人に異議がないとき。

第四節 合意の履行の確保

第三百五十条の十三 検察官が第三百五十条の二第一項第二号イからニまで、へ又はトに係る同項の合意（同号ハに係るものについては、特定の訴因及び罰条により公訴を提起する旨のものに限る。）に違反して、公訴を提起し、公訴を取り消さず、異なる訴因及び罰条により公訴を提起し、訴因若しくは罰条の追加、撤回

（新設）

（新設）

若しくは変更を請求することなく若しくは異なる訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回若しくは異なる訴因若しくは罰条への変更を請求して公訴を維持し、又は即決裁判手続の申立て若しくは略式命令の請求を同時にすることなく公訴を提起したときは、判決で当該公訴を棄却しなければならない。

② 検察官が第三百五十条の二第一項第二号ハに係る同項の合意（特定の訴因及び罰条により公訴を維持する旨のものに限る。）に違反して訴因又は罰条の追加又は変更を請求したときは、裁判所は、第三百十二条第一項の規定にかかわらず、これを許してはならない。

第三百五十条の十四 検察官が第三百五十条の二第一項

の合意に違反したときは、被告人が第三百五十条の四の協議においてした供述及び当該合意に基づいてした被告人の行為により得られた証拠は、これらを証拠とすることができない。

② 前項の規定は、当該被告人の刑事事件の証拠とすることについて当該被告人に異議がない場合及び当該被告人以外の者の刑事事件の証拠とすることについてその者に異議がない場合には、これを適用しない。

第三百五十条の十五 第三百五十条の二第一項の合意に

違反して、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対し、虚偽の供述をし又は偽造若しくは変造の証拠を提出した者は、五年以下の懲役に処する。

② 前項の罪を犯した者が、当該合意に係る他人の刑事事件の裁判が確定する前であつて、かつ、当該合意に

（新設）

（新設）

係る自己の刑事事件の裁判が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第五章 即決裁判手続

第一節 即決裁判手続の申立て

第三百五十条の十六 (略)

② ⑥ (略)

第三百五十条の十七 (略)

② (略)

第二節 公判準備及び公判手続の特例

第三百五十条の十八 (略)

第三百五十条の十九 (略)

第三百五十条の二十 (略)

② (略)

第三百五十条の二十一 (略)

第三百五十条の二十二 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、第二百九十一条第四項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き、即決裁判手続によつて審判をする旨の決定をしなければならない。

一 第三百五十条の十六第二項又は第四項の同意が撤

第四章 (同上)

第一節 (同上)

第三百五十条の二 (略)

② ⑥ (略)

第三百五十条の三 (略)

② (略)

第二節 (同上)

第三百五十条の四 (略)

第三百五十条の五 (略)

第三百五十条の六 (略)

② (略)

第三百五十条の七 (略)

第三百五十条の八 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、第二百九十一条第四項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き、即決裁判手続によつて審判をする旨の決定をしなければならない。

一 第三百五十条の二第二項又は第四項の同意が撤回

回されたとき。

二 第三百五十条の二十第一項に規定する場合において、同項の同意がされなかつたとき、又はその同意が撤回されたとき。

三・四 (略)

第三百五十条の二十三 (略)

第三百五十条の二十四 第三百五十条の二十二の決定のための審理及び即決裁判手続による審判については、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条から第三百二条まで及び第三百四条から第三百七条までの規定は、これを適用しない。

② (略)

第三百五十条の二十五 裁判所は、第三百五十条の二十二の決定があつた事件について、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該決定を取り消さなければならない。

一 四 (略)

② 前項の規定により第三百五十条の二十二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。ただし、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三百五十条の二十六 即決裁判手続の申立てを却下する決定（第三百五十条の二十二第三号又は第四号に掲

されたとき。

二 第三百五十条の六第一項に規定する場合において、同項の同意がされなかつたとき、又はその同意が撤回されたとき。

三・四 (略)

第三百五十条の九 (略)

第三百五十条の十 第三百五十条の八の決定のための審理及び即決裁判手続による審判については、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条から第三百二条まで及び第三百四条から第三百七条までの規定は、これを適用しない。

② (略)

第三百五十条の十一 裁判所は、第三百五十条の八の決定があつた事件について、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該決定を取り消さなければならない。

一 四 (略)

② 前項の規定により第三百五十条の八の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。ただし、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三百五十条の十二 即決裁判手続の申立てを却下する決定（第三百五十条の八第三号又は第四号に掲げる場

げる場合に該当することを理由とするものを除く。)があつた事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、第三百四十条の規定にかかわらず、同一事件について更に公訴を提起することができる。前条第一項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当すること(同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。)となつたことを理由として第三百五十条の二十二の決定が取り消された事件について、当該取消しの決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときも、同様とする。

第三節 証拠の特例

第三百五十条の二十七 第三百五十条の二十二の決定があつた事件の証拠については、第三百二十条第一項の規定は、これを適用しない。ただし、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

第四節 公判の裁判の特例

第三百五十条の二十八 裁判所は、第三百五十条の二十二の決定があつた事件については、できる限り、即日判決の言渡しをしなければならない。

合に該当することを理由とするものを除く。)があつた事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、第三百四十条の規定にかかわらず、同一事件について更に公訴を提起することができる。前条第一項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当すること(同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。)となつたことを理由として第三百五十条の八の決定が取り消された事件について、当該取消しの決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときも、同様とする。

第三節 (同上)

第三百五十条の十三 第三百五十条の八の決定があつた事件の証拠については、第三百二十条第一項の規定は、これを適用しない。ただし、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

第四節 (同上)

第三百五十条の十四 裁判所は、第三百五十条の八の決定があつた事件については、できる限り、即日判決の言渡しをしなければならない。

第三百五十条の二十九 (略)

第六編 略式手続

第四百六十二条の二 検察官は、略式命令の請求をする場合において、その事件について被告人との間でした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、当該請求と同時に、合意内容書面を裁判所に差し出さなければならぬ。

② 前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならぬ。

第四百六十三条 第四百六十二条の請求があつた場合において、その事件が略式命令をすることができないものであり、又はこれをすることが相当でないものであると思料するときは、通常の規定に従い、審判をしなければならぬ。

② 検察官が、第四百六十一条の二に定める手続をせず、又は第四百六十二条第二項に違反して略式命令を請求したときも、前項と同様である。

③・④ (略)

第三百五十条の十五 (略)

第六編 (同上)

(新設)

第四百六十三条 前条の請求があつた場合において、その事件が略式命令をすることができないものであり、又はこれをすることが相当でないものであると思料するときは、通常の規定に従い、審判をしなければならぬ。

② 検察官が、第四百六十一条の二に定める手続をせず、又は前条第二項に違反して略式命令を請求したときも、前項と同様である。

③・④ (略)

改正案	現行
<p>（犯人蔵匿等）</p> <p>第三百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、<u>三年</u>以下の懲役又は<u>三十万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>（証拠隠滅等）</p> <p>第三百四条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、<u>三年</u>以下の懲役又は<u>三十万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>（証人等威迫）</p> <p>第三百五条の二 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、<u>二年</u>以下の懲役又は<u>三十万円</u>以下の罰金に処する。</p>	<p>（犯人蔵匿等）</p> <p>第三百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、<u>二年</u>以下の懲役又は<u>二十万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>（証拠隠滅等）</p> <p>第三百四条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、<u>二年</u>以下の懲役又は<u>二十万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>（証人等威迫）</p> <p>第三百五条の二 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、<u>一年</u>以下の懲役又は<u>二十万円</u>以下の罰金に処する。</p>

4 検察審査会法（昭和二十三年法律第四百十七号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>第三十五条の二 前条に定めるもののほか、検察審査会が審査を行う場合においては、検察官は、当該審査に係る事件について被疑者との間でした刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第三百五十条の二第一項の合意があるときは、同法第三百五十条の三第二項の書面を検察審査会に提出しなければならない。</p> <p>② 前項の規定により当該書面を検察審査会に提出した後、検察審査会が検察官の公訴を提起しない処分の場合について議決をする前に、当該合意の当事者が刑事訴訟法第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面を検察審査会に提出しなければならない。</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 前項の召喚については、刑事訴訟法の規定を準用する。</p>	<p>（新設）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 前項の召喚については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）を準用する。</p>

5 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>（組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等）</p> <p>第七条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める刑に処する。</p> <p>一 その罪を犯した者を蔵匿し、又は隠避させた者 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金</p> <p>二 その罪に係る他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金</p> <p>三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金</p> <p>四 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあった者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金</p> <p>五 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審</p>	<p>（組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等）</p> <p>第七条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 その罪を犯した者を蔵匿し、又は隠避させた者</p> <p>二 その罪に係る他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者</p> <p>三 その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者</p> <p>四 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあった者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者</p> <p>五 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審</p>

2

判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員の選
任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁
判員若しくは補充裁判員の職務を行うべき選任予定
裁判員又はその親族に対し、面会、文書の送付、電
話をかけることその他のいかなる方法をもつてする
かを問わず、威迫の行為をした者 三年以下の懲役
又は二十万円以下の罰金
(略)

2

判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員の選
任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁
判員若しくは補充裁判員の職務を行うべき選任予定
裁判員又はその親族に対し、面会、文書の送付、電
話をかけることその他のいかなる方法をもつてする
かを問わず、威迫の行為をした者
(略)

改正案	現行
<p>（傍受令状）</p> <p>第三条 検察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪（第二号及び第三号にあつては、その一連の犯罪をいう。）の實行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の實行に關連する事項を内容とする通信（以下この項において「犯罪關連通信」という。）が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の發する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号（以下「電話番号等」という。）によつて特定された通信の手段（以下「通信手段」という。）であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪關連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。）又は犯人による犯罪關連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪關連通信の傍受をすることができる。</p> <p>一 別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるもの（別表第二に掲げる罪にあつては、当該罪に当たる行為が、あらかじめ定め</p>	<p>（傍受令状）</p> <p>第三条 検察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪（第二号及び第三号にあつては、その一連の犯罪をいう。）の實行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の實行に關連する事項を内容とする通信（以下この項において「犯罪關連通信」という。）が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の發する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号（以下「電話番号等」という。）によつて特定された通信の手段（以下「通信手段」という。）であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪關連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。）又は犯人による犯罪關連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪關連通信の傍受をすることができる。</p> <p>一 別表に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。</p>

られた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われるものに限る。次号及び第三号において同じ。）であると疑うに足りる状況があるとき。

二 別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

イ 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の別表第一又は別表第二に掲げる罪

ロ 当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される別表第一又は別表第二に掲げる罪

三 死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪が別表第一又は別表第二に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

2 別表第一に掲げる罪であつて、譲渡し、譲受け、貸付け、借受け又は交付の行為を罰するものについては、前項の規定にかかわらず、数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があることを要しない。

3 (略)

(他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受)

第十四条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に、傍受令状に被疑事実として記載されている

二 別表に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

イ 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の別表に掲げる罪

ロ 当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される別表に掲げる罪

三 死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪が別表に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

2 別表に掲げる罪であつて、譲渡し、譲受け、貸付け、借受け又は交付の行為を罰するものについては、前項の規定にかかわらず、数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があることを要しない。

3 (略)

(他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受)

第十四条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に、傍受令状に被疑事実として記載されている

犯罪以外の犯罪であつて、別表第一若しくは別表第二に掲げるもの又は死刑若しくは無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものを実行したこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。

別表第一（第三条、第十四条関係）
（略）

別表第二（第三条、第十四条関係）

一 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物の使用）又は第二条（使用の未遂）の罪

二イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百八条（現住建造物等放火）の罪又はその未遂罪

ロ 刑法第九十九条（殺人）の罪又はその未遂罪

ハ 刑法第二百四条（傷害）又は第二百五条（傷害致死）の罪

ニ 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）又は第二百一十一条（逮捕等致死傷）の罪

ホ 刑法第二百二十四条から第二二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪

ヘ 刑法第二百三十五条（窃盗）、第二百三十六
第一項（強盗）若しくは第二百四十条（強盗致死

犯罪以外の犯罪であつて、別表に掲げるもの又は死刑若しくは無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものを実行したこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。

別表（第三条、第十四条関係）
（略）

（新設）

傷)の罪又はこれらの罪の未遂罪

ト 刑法第二百四十六條第一項(詐欺)、第二百四十六條の二(電子計算機使用詐欺)若しくは第二百四十九條第一項(恐喝)の罪又はこれらの罪の未遂罪

三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第七條第六項(児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等)又は第七項(不特定又は多数の者に対する提供等の目的による児童ポルノの製造等)の罪

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 通信傍受の要件及び実施の手續（第三条―第二十三条）</p> <p>第三章 通信傍受の記録等（第二十四条―第三十四条）</p> <p>第四章 通信の秘密の尊重等（第三十五条―第三十七条）</p> <p>第五章 補則（第三十八条・第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律において「暗号化」とは、通信の内容を伝達する信号、通信日時に関する情報を伝達する信号その他の信号であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「原信号」という。）について、電子計算機及び変換符号（信号の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下同じ。）を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた変換符号と対応する変換符号（以下「対応変換符号」という。）を用いなければ復元することができないようにすることをいい、「復号」とは、暗号化により作成された</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 通信傍受の要件及び実施の手續（第三条―第十八条）</p> <p>第三章 通信傍受の記録等（第十九条―第二十七条）</p> <p>第四章 通信の秘密の尊重等（第二十八条―第三十条）</p> <p>第五章 補則（第三十一条・第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>

信号（以下「暗号化信号」という。）について、電子計算機及び対応変換符号を用いて変換処理を行うことにより、原信号を復元することをいう。

5 この法律において「一時的保存」とは、暗号化信号について、その復号がなされるまでの間に限り、一時的に記録媒体に記録して保存することをいう。

6 この法律において「再生」とは、一時的保存をされた暗号化信号（通信の内容を伝達する信号に係るものに限る。）の復号により復元された通信について、電子計算機を用いて、音の再生、文字の表示その他の方法により、人の聴覚又は視覚により認識することができる状態にするための処理をすることをいう。

（令状請求の手續）

第四条 傍受令状の請求は、検察官（検事総長が指定する検事に限る。以下この条及び第七条において同じ。）

又は司法警察員（国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官、厚生労働大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官に限る。以下この条及び第七条において同じ。）から地方裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

2 （略）

3 第二十条第一項の許可又は第二十三条第一項の許可の請求は、第一項の請求をする際に、検察官又は司法警察員からこれをしなければならない。

（傍受令状の発付）

（新設）

（新設）

（令状請求の手續）

第四条 傍受令状の請求は、検察官（検事総長が指定する検事に限る。次項及び第七条において同じ。）又は司法警察員（国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官、厚生労働大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官に限る。同項及び同条において同じ。）から地方裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

2 （略）

（新設）

（傍受令状の発付）

第五条 (略)

2 (略)

3 裁判官は、前条第三項の請求があつたときは、同項の請求を相当と認めるときは、当該請求に係る許可をするものとする。

4

裁判官は、前項の規定により第二十条第一項の許可をするときは、傍受の実施の場所として、通信管理者等（通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者（会社その他の法人又は団体にあつては、その役員）又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）の管理する場所を定めなければならない。この場合において、前条第三項の請求をした者から申立てがあり、かつ、当該申立てに係る傍受の実施の場所の状況その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、指定期間（第二十条第一項に規定する指定期間をいう。以下この項において同じ。）における傍受の実施の場所及び指定期間以外の期間における傍受の実施の場所をそれぞれ定めるものとする。

(傍受令状の記載事項)

第六条 (略)

2 裁判官は、前条第三項の規定により第二十条第一項の許可又は第二十三条第一項の許可をするときは、傍受令状にその旨を記載するものとする。

(変換符号及び対応変換符号の作成等)

第九条 裁判所書記官その他の裁判所の職員は、次の各号に掲げる場合には、裁判官の命を受けて、当該各号

第五条 (略)

2 (新設)

(新設)

(新設)

(傍受令状の記載事項)

第六条 (略)

(新設)

(新設)

に定める措置を執るものとする。

一 傍受令状に第二十条第一項の許可をする旨の記載があるとき 同項の規定による暗号化に用いる変換符号及びその対応変換符号を作成し、これらを通信管理者等に提供すること。

二 傍受令状に第二十三条第一項の許可をする旨の記載があるとき 次のイからハまでに掲げる措置

イ 第二十三条第一項の規定による暗号化に用いる変換符号を作成し、これを通信管理者等に提供すること。

ロ イの変換符号の対応変換符号及び第二十六条第一項の規定による暗号化に用いる変換符号を作成し、これらを検察官又は司法警察員が傍受の実施に用いるものとして指定した特定電子計算機（第二十三条第二項に規定する特定電子計算機をいう。）以外の機器において用いることができないようにするための技術的措置を講じた上で、これらを検察官又は司法警察員に提供すること。

ハ ロの検察官又は司法警察員に提供される変換符号の対応変換符号を作成し、これを保管すること。

（傍受令状の提示）

第十条 傍受令状は、通信管理者等に示さなければならぬ。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。

（傍受令状の提示）

第九条 傍受令状は、通信手段の傍受の実施をする部分（以下同じ。）又はこれに代わるべき者に示さなければならない。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。

2 (略)

(必要な処分等)

第十一条 (略)

第十二条 (通信事業者等の協力義務)
(略)

(立会い)

第十三条 傍受の実施をするときは、通信管理者等を立ち会わせなければならない。通信管理者等を立ち会わせることができな
いときは、地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

2 (略)

(該当性判断のための傍受)

第十四条 (略)

(他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受)

第十五条 (略)

(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)

第十六条 (略)

(相手方の電話番号等の探知)

2 (略)

(必要な処分等)

第十条 (略)

第十一条 (通信事業者等の協力義務)
(略)

(立会い)

第十二条 傍受の実施をするときは、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者又はこれに代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができな
いときは、地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

2 (略)

(該当性判断のための傍受)

第十三条 (略)

(他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受)

第十四条 (略)

(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)

第十五条 (略)

(相手方の電話番号等の探知)

第十七条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をして
いる間に行われた通信について、これが傍受すべき通
信若しくは第十五条の規定により傍受をすることがで
きる通信に該当するものであるとき、又は第十四条の
規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断
に資すると認めるときは、傍受の実施の場所において
、当該通信の相手方の電話番号等の探知をすることが
できる。この場合においては、別に令状を必要としな
い。

2・3 (略)

(傍受の実施を中断し又は終了すべき時の措置)

第十八条 (略)

(傍受の実施の終了)

第十九条 (略)

(一時的保存を命じて行う通信傍受の実施の手続)

第二十条 検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を受
けて、通信管理者等に命じて、傍受令状の記載するこ
ろに従い傍受の実施をすることができ、(前条
の規定により傍受の実施を終了した後の期間を除く。
)内において検察官又は司法警察員が指定する期間
(当該期間の終期において第十八条の規定により傍受の
実施を継続することができるときは、その継続するこ
とができる期間を含む。以下「指定期間」という。)
に行われる全ての通信について、第九条第一号の規定
により提供された変換符号を用いた原信号(通信の内

第十六条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をして
いる間に行われた通信について、これが傍受すべき通
信若しくは第十四条の規定により傍受をすることがで
きる通信に該当するものであるとき、又は第十三条の
規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断
に資すると認めるときは、傍受の実施の場所において
、当該通信の相手方の電話番号等の探知をすることが
できる。この場合においては、別に令状を必要としな
い。

2・3 (略)

(傍受の実施を中断し又は終了すべき時の措置)

第十七条 (略)

(傍受の実施の終了)

第十八条 (略)

(新設)

容を伝達するものに限る。）の暗号化をさせ、及び当該暗号化により作成される暗号化信号について一時的保存をさせる方法により、傍受をすることができる。この場合における傍受の実施については、第十三条の規定は、適用しない。

2| 検察官又は司法警察員は、前項の規定による傍受をするときは、通信管理者等に命じて、指定期間内における通話の開始及び終了の年月日時に関する情報を伝達する原信号について、同項に規定する変換符号を用いた暗号化をさせ、及び当該暗号化により作成される暗号化信号について一時的保存をさせるものとする。

3| 検察官又は司法警察員は、第一項の規定による傍受をするときは、次条第七項の手續の用に供するため、通信管理者等に対し、同項の手續が終了するまでの間第一項の規定による傍受をする通信の相手方の電話番号等の情報を保存することを求めることができる。この場合においては、第十七条第二項後段の規定を準用する。

4| 通信管理者等が前項の電話番号等の情報を保存することができないときは、検察官又は司法警察員は、これを保存することができる通信事業者等に対し、次条第七項の手續の用に供するための要請である旨を告知して、同項の手續が終了するまでの間これを保存することを要請することができる。この場合においては、第十七条第三項後段の規定を準用する。

5| 検察官及び司法警察員は、指定期間内は、傍受の実施の場所に立ち入ってはならない。

6| 検察官及び司法警察員は、指定期間内においては、

第一項に規定する方法によるほか、傍受の実施をすることができない。

7 | 第一項の規定による傍受をした通信の復号による復元は、次条第一項の規定による場合を除き、これを行うことができない。

第二十一条 検察官又は司法警察員は、前条第一項の規定による傍受をしたときは、傍受の実施の場所（指定期間以外の期間における傍受の実施の場所が定められているときは、その場所）において、通信管理者等に命じて、同項の規定により一時的保存をされた暗号化信号について、第九条第一号の規定により提供された対応変換符号を用いた復号をさせることにより、同項の規定による傍受をした通信を復元させ、同時に、復元された通信について、第三項から第六項までに定めるところにより、再生をすることができる。この場合における再生の実施（通信の再生をすること並びに一時的保存のために用いられた記録媒体について直ちに再生をすることができる状態で一時的保存の状況の確認及び暗号化信号の復号をすることをいう。以下同じ。）については、第十一条から第十三条までの規定を準用する。

2 | 検察官又は司法警察員は、前項の規定による再生の実施をするときは、通信管理者等に命じて、前条第二項の規定により一時的保存をされた暗号化信号について、前項に規定する対応変換符号を用いた復号をさせることにより、同条第二項の規定により暗号化をされた通話の開始及び終了の年月日時に関する情報を伝達

（新設）

3| する原信号を復元させるものとする。

3| 検察官又は司法警察員は、第一項の規定による復号により復元された通信のうち、傍受すべき通信に該当する通信の再生をすることができるときは、傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の再生をすることができる。

4| 検察官又は司法警察員は、第一項の規定による復号により復元された通信のうち、外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、再生の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の再生をすることができない。この場合においては、その速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

5| 検察官又は司法警察員は、第一項の規定による復号により復元された通信の中に、第十五条に規定する通信があるときは、当該通信の再生をすることができる。

6| 第十六条の規定は、第一項の規定による復号により復元された通信の再生をする場合について準用する。

7| 検察官又は司法警察員は、前条第一項の規定による傍受をした通信について、これが傍受すべき通信若しくは第五項の規定により再生をすることができる通信に該当するものであるとき、又は第三項若しくは第四項の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの

判断に資すると認めるときは、同条第三項の規定による求め又は同条第四項の規定による要請に係る電話番号等のうち当該通信の相手方のものの開示を受けることができる。この場合においては、第十七条第一項後段の規定を準用する。

8 | 第一項の規定による再生の実施は、傍受令状に記載された傍受ができる期間内に終了しなかったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間の終了後できる限り速やかに、これを終了しなければならない。

9 | 第一項の規定による再生の実施は、傍受の理由又は必要がなくなつたときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であつても、その開始前であつてはこれを開始してはならず、その開始後にあつてはこれを終了しなければならない。ただし、傍受の理由又は必要がなくなるに至るまでの間に一時的保存をされた暗号化信号については、傍受すべき通信に該当する通信が行われると疑うに足る状況がなくなつたこと又は傍受令状に記載された傍受の実施の対象とすべき通信手段が被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているものではなくつたこと若しくは犯人による傍受すべき通信に該当する通信に用いられると疑うに足るものではなくつたことを理由として傍受の理由又は必要がなくなつた場合に限り、再生の実施をすることができる。

第二十二條 通信管理者等は、前条第一項の規定による復号が終了したときは、直ちに、第二十条第一項の規定により一時的保存をした暗号化信号を全て消去しな

(新設)

なければならない。前条第二項の規定による復号が終了した場合における第二十条第二項の規定により一時的保存をした暗号化信号についても、同様とする。

2 検察官又は司法警察員は、前条第一項の規定による再生の実施を終了するとき又は同条第九項の規定により再生の実施を開始してはならないこととなつたときに、第二十条第一項及び第二項の規定により一時的保存をされた暗号化信号であつて前条第一項及び第二項の規定による復号をされていらないものがあるときは、直ちに、通信管理者等に命じて、これを全て消去させなければならない。

(特定電子計算機を用いる通信傍受の実施の手続)

第二十三条 検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を受けて、通信管理者等に命じて、傍受の実施をしてい
る間に行われる全ての通信について、第九条第二号イ
の規定により提供された変換符号を用いた原信号（通
信の内容を伝達するものに限る。）の暗号化をさせ、
及び当該暗号化により作成される暗号化信号を傍受の
実施の場所に設置された特定電子計算機に伝送させた
上で、次のいずれかの傍受をすることができる。この
場合における傍受の実施については、第十三条の規定
は適用せず、第二号の規定による傍受については、第
二十条第三項及び第四項の規定を準用する。

一 暗号化信号を受信するのと同時に、第九条第二号
ロの規定により提供された対応変換符号を用いて復
号をし、復元された通信について、第三条及び第十
四条から第十六条までに定めるところにより、傍受

(新設)

- 二| 暗号化信号を受信すると同時に一時的保存をする方法により、当該暗号化信号に係る原信号によりその内容を伝達される通信の傍受をすること。
- 二| 前項に規定する「特定電子計算機」とは、次に掲げる機能の全てを有する電子計算機をいう。
- 一| 伝送された暗号化信号について一時的保存の処理を行う機能
- 二| 伝送された暗号化信号について復号の処理を行う機能
- 三| 前項第一号の規定による傍受をした通信にあつてはその傍受と同時に、第四項の規定による再生をした通信にあつてはその再生と同時に、全て、自動的に、暗号化の処理をして記録媒体に記録する機能
- 四| 傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時、前項第一号の規定による傍受をした通信の開始及び終了の年月日時、第四項の規定による再生をした通信の開始及び終了の年月日時その他政令で定める事項に関する情報を伝達する原信号を作成し、当該原信号について、自動的に、暗号化の処理をして前号の記録媒体に記録する機能
- 五| 第三号の記録媒体に記録される同号の通信及び前号の原信号について、前二号に掲げる機能により当該記録媒体に記録すると同時に、暗号化の処理をすることなく他の記録媒体に記録する機能
- 六| 入力された対応変換符号（第九条第二号口の規定により提供されたものに限る。）が第二号に規定する復号以外の処理に用いられることを防止する機能

七 入力された変換符号（第九条第二号口の規定により提供されたものに限る。）が第三号及び第四号に規定する暗号化以外の処理に用いられることを防止する機能

八 第一号に規定する一時的保存をされた暗号化信号について、第二号に規定する復号をした時に、全て自動的に消去する機能

3| 検察官及び司法警察員は、傍受令状に第一項の許可をする旨の記載がある場合には、同項に規定する方法によるほか、傍受の実施をすることができない。

4| 検察官又は司法警察員は、第一項第二号の規定による傍受をしたときは、傍受の実施の場所において、同号の規定により一時的保存をした暗号化信号について、特定電子計算機（第二項に規定する特定電子計算機をいう。第六項及び第二十六条第一項において同じ。）を用いて、第九条第二号口の規定により提供された対応変換符号を用いた復号をすることにより、第一項第二号の規定による傍受をした通信を復元し、同時に復元された通信について、第二十一条第三項から第六項までの規定の例により、再生をすることができ。この場合における再生の実施については、第十一条、第十二条及び第二十一条第七項から第九項までの規定を準用する。

5| 第一項第二号の規定による傍受をした通信の復号による復元は、前項の規定による場合を除き、これをすることができない。

6| 検察官又は司法警察員は、第一項第二号の規定により一時的保存をした暗号化信号については、特定電子

計算機の機能により自動的に消去されるもの以外のものであつても、第四項の規定による再生の実施を終了するとき又は同項において準用する第二十一条第九項の規定により再生の実施を開始してはならないこととなつたときに、第四項の規定による復号をしていないものがあるときは、直ちに、全て消去しなければならない。

第三章 通信傍受の記録等

(傍受をした通信の記録)

第二十四条 傍受をした通信(第二十条第一項の規定による傍受の場合にあつては、第二十一条第一項の規定による再生をした通信)については、全て、録音その他通信の性質に応じた適切な方法により記録媒体に記録しなければならない。この場合においては、第二十九条第三項又は第四項の手續の用に供するため、同時に、同一の方法により他の記録媒体に記録することができる。

2 傍受の実施(第二十条第一項の規定によるものの場合にあつては、第二十一条第一項の規定による再生の実施)を中断し又は終了するときは、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならない。

(記録媒体の封印等)

第二十五条 前条第一項前段の規定により記録をした記録媒体(次項に規定する記録媒体を除く。)については、傍受の実施を中断し又は終了したときは、速やか

第三章 (同上)

(傍受をした通信の記録)

第十九条 傍受をした通信については、すべて、録音その他通信の性質に応じた適切な方法により記録媒体に記録しなければならない。この場合においては、第十二条第二項の手續の用に供するため、同時に、同一の方法により他の記録媒体に記録することができる。

2 傍受の実施を中断し又は終了するときは、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならない。

(記録媒体の封印等)

第二十条 前条第一項前段の規定により記録をした記録媒体については、傍受の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人による封印を求めなければならない。

に、立会人にその封印を求めなければならない。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2| 第二十一条第一項の規定による再生をした通信を前条第一項前段の規定により記録をした記録媒体については、再生の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人にその封印を求めなければならない。再生の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

3| 前二項の記録媒体については、前条第一項後段の規定により記録をした記録媒体がある場合を除き、立会人にその封印を求める前に、第二十九条第三項又は第四項の手續の用に供するための複製を作成することができる。

4| (略)

(特定電子計算機を用いる通信傍受の記録等)

第二十六条 第二十三条第一項の規定による傍受をしたときは、前二条の規定にかかわらず、特定電子計算機及び第九条第二号の規定により提供された変換符号を用いて、傍受をした通信(同項第二号の規定による傍受の場合にあつては、第二十三条第四項の規定による再生をした通信。以下この項及び次項において同じ。)について、全て、暗号化をして記録媒体に記録するとともに、傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時、傍受をした通信の開始及び

らない。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

(新設)

2| 前項の記録媒体については、前条第一項後段の規定により記録をした記録媒体がある場合を除き、立会人にその封印を求める前に、第二十二条第二項の手續の用に供するための複製を作成することができる。

3| (略)

(新設)

終了の年月日時その他政令で定める事項について、暗号化をして当該記録媒体に記録しなければならない。

2 前項の場合においては、第二十九条第三項又は第四項の手續の用に供するため、同時に、傍受をした通信及び前項に規定する事項について、全て、他の記録媒体に記録するものとする。

3 第二十三条第一項の規定による傍受の実施（同項第二号の規定によるものの場合にあつては、同条第四項の規定による再生の実施）を中断し又は終了するときは、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならない。

4 第一項の規定により記録をした記録媒体については、傍受の実施の終了後（傍受の実施を終了する時に第二十三条第一項第二号の規定により一時的保存をした暗号化信号であつて同条第四項の規定による復号をしていないものがあるときは、再生の実施の終了後）、遅滞なく、前条第四項に規定する裁判官に提出しなければならない。

（傍受の実施の状況を記載した書面等の提出等）

第二十七条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならない。第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一 （略）

二 第十三条第一項の規定による立会人の氏名及び職業

（傍受の実施の状況を記載した書面の提出等）

第二十一条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、前条第三項に規定する裁判官に提出しなければならない。第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一 （略）

二 立会人の氏名及び職業

- 三 第十三条第二項の規定により立会人が述べた意見
 - 四・五 (略)
 - 六 第十五条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認められた理由
 - 七 傍受の実施をしている間において記録媒体の交換をした年月日時
 - 八 第二十五条第一項の規定による封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名
 - 九 (略)
- 2| 検察官又は司法警察員は、第二十三条第一項第一号の規定による傍受の実施をしたときは、前項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならない。同号の規定による傍受の実施をした後に第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。
- 一 第二十三条第一項第一号の規定による傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時
 - 二 第二十三条第一項第一号の規定による傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時
 - 三 第二十三条第一項第一号の規定による傍受をした通信については、傍受の根拠となった条項、その開始及び終了の年月日時並びに通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項
 - 四 第十五条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規

- 三 第十二条第二項の規定により立会人が述べた意見
 - 四・五 (略)
 - 六 第十四条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認められた理由
 - 七 記録媒体の交換をした年月日時
 - 八 前条第一項の規定による封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名
 - 九 (略)
- (新設)

定する通信に該当すると認められた理由

五 傍受の実施をしている間において記録媒体の交換をした年月日時

六 前各号に掲げるもののほか、第二十三条第一項第一号の規定による傍受の実施の状況に関し最高裁判所規則で定める事項

3 前二項に規定する書面の提出を受けた裁判官は、第一項第六号又は前項第四号の通信については、これが第十五条に規定する通信に該当するかどうかを審査し、これに該当しないと認めるときは、当該通信の傍受の処分を取り消すものとする。この場合においては、第三十三条第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

第二十八条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をした期間のうちに第二十条第一項の規定による傍受の実施をした期間があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後（傍受の実施を終了する時に第二十条第一項の規定により一時的保存をされた暗号化信号であつて第二十一条第一項の規定による復号をされていないものがあるときは、再生の実施の終了後）、遅滞なく、当該期間以外の期間に関しては前条第一項各号に掲げる事項を、第二十条第一項の規定による傍受の実施をした期間に関しては次に掲げる事項を、それぞれ記載した書面を、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならない。第二十条第一項の規定による傍受の実施をした後に第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同

2 前項に規定する書面の提出を受けた裁判官は、同項第六号の通信については、これが第十四条に規定する通信に該当するかどうかを審査し、これに該当しないと認めるときは、当該通信の傍受の処分を取り消すものとする。この場合においては、第二十六条第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

(新設)

-
- 様とする。
- 一 指定期間の開始及び終了の年月日時
 - 二 第二十条第一項の規定による傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時
 - 三 第二十条第一項の規定による傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時
 - 四 第二十一条第一項の規定による再生の実施の開始、中断及び終了の年月日時
 - 五 第二十一条第一項において準用する第十三条第一項の規定による立会人の氏名及び職業
 - 六 第二十一条第一項において準用する第十三条第二項の規定により立会人が述べた意見
 - 七 第三号に規定する通話のうち第二十一条第一項の規定による復号をされた暗号化信号、同項の規定による復号をされる前に消去された暗号化信号及びそれら以外の暗号化信号にそれぞれ対応する部分を特定するに足りる事項
 - 八 第二十一条第一項の規定による再生をした通信については、再生の根拠となった条項、その開始及び終了の年月日時並びに通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項
 - 九 第十五条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認められた理由
 - 十 再生の実施をしている間において記録媒体の交換をした年月日時
 - 十一 第二十五条第二項の規定による封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名
-

十二 前各号に掲げるもののほか、第二十条第一項の規定による傍受の実施又は第二十一条第一項の規定による再生の実施の状況に関し最高裁判所規則で定める事項

検察官又は司法警察員は、傍受の実施をした期間のうち第二十三条第一項第二号の規定による傍受の実施をした期間があるときは、前条第二項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後（傍受の実施を終了する時に同号の規定により一時的保存をした暗号化信号であつて第二十三条第四項の規定による復号をしていないものがあるときは、再生の実施の終了後）、遅滞なく、当該期間以外の期間に関しては前条第二項各号に掲げる事項を、第二十三条第一項第二号の規定による傍受の実施をした期間に関しては次に掲げる事項を、それぞれ記載した書面を、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならない。同号の規定による傍受の実施をした後に第七条の規定により傍受がで

きる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一 第二十三条第一項第二号の規定による傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時

二 第二十三条第一項第二号の規定による傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時

三 第二十三条第四項の規定による再生の実施の開始、中断及び終了の年月日時

四 第二号に規定する通話のうち第二十三条第四項の規定による復号をした暗号化信号、同項の規定による復号をする前に消去した暗号化信号及びそれら以

外の暗号化信号にそれぞれ対応する部分を特定するに足りる事項

五 第二十三条第四項の規定による再生をした通信については、再生の根拠となった条項、その開始及び終了の年月日時並びに通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項

六 第十五条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認められた理由

七 再生の実施をしている間において記録媒体の交換をした年月日時

八 前各号に掲げるもののほか、第二十三条第一項第二号の規定による傍受の実施又は同条第四項の規定による再生の実施の状況に関し最高裁判所規則で定める事項

3| 前二項に規定する書面の提出を受けた裁判官は、前条第一項第六号若しくは第二項第四号又は第一項第九号若しくは前項第六号の通信については、これが第十五条に規定する通信に該当するかどうかを審査し、これに該当しないと認めるときは、当該通信の傍受又は再生の処分を取り消すものとする。この場合において、第三十三条第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

(傍受記録の作成)

第二十九条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施(第二十条第一項又は第二十三条第一項第二号の規定によるものを除く。以下この項において同じ。)を中断し

(傍受記録の作成)

第二十二條 検察官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、傍受をした通信の内容を刑事手続において使用するための

又は終了したときは、その都度、速やかに、傍受をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録一通を作成しなければならぬ。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2| 検察官又は司法警察員は、再生の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、再生をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録一通を作成しなければならぬ。再生の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

3| 第一項に規定する記録は、第二十四条第一項後段若しくは第二十六条第二項の規定により記録をした記録媒体又は第二十五条第三項の規定により作成した同条第一項の記録媒体の複製から、次に掲げる通信以外の通信の記録を消去して作成するものとする。

一 (略)

二 第十四条第二項の規定により傍受をした通信であつて、なおその内容を復元するための措置を要するもの

三 第十五条の規定により傍受をした通信及び第十四条第二項の規定により傍受をした通信であつて第十五条に規定する通信に該当すると認められるに至つたもの

4| 第二項に規定する記録は、第二十四条第一項後段若しくは第二十六条第二項の規定により記録をした記録媒体又は第二十五条第三項の規定により作成した同条

記録（以下「傍受記録」という。）一通を作成しなければならぬ。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2| 傍受記録は、第十九条第一項後段の規定により記録をした記録媒体又は第二十条第二項の規定により作成した複製から、次に掲げる通信以外の通信の記録を消去して作成するものとする。

一 (略)

二 第十三条第二項の規定により傍受をした通信であつて、なおその内容を復元するための措置を要するもの

三 第十四条の規定により傍受をした通信及び第十三条第二項の規定により傍受をした通信であつて第十四条に規定する通信に該当すると認められるに至つたもの

四 (略)

(新設)

第二項の記録媒体の複製から、次に掲げる通信以外の通信の記録を消去して作成するものとする。

一 傍受すべき通信に該当する通信

二 第二十一条第四項（第二十三条第四項においてその例による場合を含む。次号において同じ。）の規定により再生をした通信であつて、なおその内容を復元するための措置を要するもの

三 第二十一条第五項（第二十三条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により再生をした通信及び第二十一条第四項の規定により再生をした通信であつて第十五条に規定する通信に該当すると認められるに至つたもの

四 前三号に掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信

5 第三項第二号又は前項第二号に掲げる通信の記録については、当該通信が傍受すべき通信及び第十五条に規定する通信に該当しないことが判明したときは、第一項に規定する記録又は第二項に規定する記録（以下「傍受記録」と総称する。）から当該通信の記録及び当該通信に係る第三項第四号又は前項第四号に掲げる通信の記録を消去しなければならない。ただし、当該通信と同一の通話の機会に行われた第三項第一号から第三号まで又は前項第一号から第三号までに掲げる通信があるときは、この限りでない。

6 検察官又は司法警察員は、傍受記録を作成した場合において、他に第二十五条第四項又は第二十六条第四項の規定により裁判官に提出した記録媒体（以下「傍受の原記録」という。）以外の傍受をした通信（第二

3 前項第二号に掲げる通信の記録については、当該通信が傍受すべき通信及び第十四条に規定する通信に該当しないことが判明したときは、傍受記録から当該通信の記録及び当該通信に係る同項第四号に掲げる通信の記録を消去しなければならない。ただし、当該通信と同一の通話の機会に行われた同項第一号から第三号までに掲げる通信があるときは、この限りでない。

4 検察官又は司法警察員は、傍受記録を作成した場合において、他に第二十条第三項の規定により裁判官に提出した記録媒体（以下「傍受の原記録」という。）以外の傍受をした通信の記録をした記録媒体又はその

十一条第一項又は第二十三条第四項の規定により再生をした通信及びこれらの規定による復号により復元された通信を含む。次項において同じ。）の記録をした記録媒体又はその複製等（複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。）があるときは、その記録の全部を消去しなければならぬ。前項の規定により傍受記録から記録を消去した場合において、他に当該記録の複製等があるときも、同様とする。

7| (略)

(通信の当事者に対する通知)

第三十条 検察官又は司法警察員は、傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

一 五 (略)

六 第十五条に規定する通信については、その旨並びに当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条

2・3 (略)

(傍受記録の聴取及び閲覧等)

第三十一条 (略)

(傍受の原記録の聴取及び閲覧等)

第三十二条 (略)

2 原記録保管裁判官は、傍受をされた通信（第二十条第一項又は第二十三条第一項第二号の規定による傍受

複製等（複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。）があるときは、その記録の全部を消去しなければならない。前項の規定により傍受記録から記録を消去した場合において、他に当該記録の複製等があるときも、同様とする。

5| (略)

(通信の当事者に対する通知)

第二十三条 検察官又は司法警察員は、傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

一 五 (略)

六 第十四条に規定する通信については、その旨並びに当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条

2・3 (略)

(傍受記録の聴取及び閲覧等)

第二十四条 (略)

(傍受の原記録の聴取及び閲覧等)

第二十五条 (略)

2 原記録保管裁判官は、傍受をされた通信の内容の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由

の場合にあつては、第二十一条第一項又は第二十三条第四項の規定による再生をされた通信)の内容の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、傍受記録に記録されている通信以外の通信の当事者の請求により、傍受の原記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可しなければならない。

3 (略)

4 次条第三項(第二十七条第三項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により記録の消去を命じた裁判がある場合においては、前項の規定による複製を作成することの許可の請求は、同項の規定にかかわらず、当該裁判により消去を命じられた記録に係る通信が新たに同項第一号又は第二号に掲げる通信であつて他にこれに代わるべき適当な証明方法がないものであることが判明するに至つた場合に限り、傍受の原記録のうち当該通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信に係る部分について、することができ。ただし、当該裁判が次条第三項第二号に該当するとしてこれらの通信の記録の消去を命じたものであるときは、この請求をすることができない。

5 (略)

6 検察官又は司法警察員が第三項の規定により作成した複製は、傍受記録とみなす。この場合において、第三十条の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項並びに第三

があると認めるときは、傍受記録に記録されている通信以外の通信の当事者の請求により、傍受の原記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可しなければならない。

3 (略)

4 次条第三項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により記録の消去を命じた裁判がある場合においては、前項の規定による複製を作成することの許可の請求は、同項の規定にかかわらず、当該裁判により消去を命じられた記録に係る通信が新たに同項第一号又は第二号に掲げる通信であつて他にこれに代わるべき適当な証明方法がないものであることが判明するに至つた場合に限り、傍受の原記録のうち当該通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信に係る部分について、することができ。ただし、当該裁判が次条第三項第二号に該当するとしてこれらの通信の記録の消去を命じたものであるときは、この請求をすることができない。

5 (略)

6 検察官又は司法警察員が第三項の規定により作成した複製は、傍受記録とみなす。この場合において、第二十三条の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項並びに第

十二条第三項の複製を作成することの許可があつた旨及びその年月日」とし、同条第二項中「傍受の実施が終了した後」とあるのは「複製を作成した後」とする。

7 (略)

(不服申立て)

第三十三条 (略)

2 検察官又は検察事務官がした通信の傍受又は再生に関する処分不服がある者はその検察官又は検察事務官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に、司法警察職員がした通信の傍受又は再生に関する処分に不服がある者はその職務執行地を管轄する地方裁判所に、その処分の取消し又は変更(傍受の実施又は再生の実施の終了を含む。)を請求することができる。

3 裁判所は、前項の請求により傍受又は再生の処分を取り消す場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検察官又は司法警察員に対し、その保管する傍受記録(前条第六項の規定により傍受記録とみなされたものを除く。以下この項において同じ。)及びその複製等のうち当該傍受又は再生の処分に係る通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信の記録並びに当該傍受の処分に係る一時的保存をされた暗号化信号の消去を命じなければならない。ただし、第三号に該当すると認める場合において、当該記録の消去を命ずることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

二十五条第三項の複製を作成することの許可があつた旨及びその年月日」とし、同条第二項中「傍受の実施が終了した後」とあるのは「複製を作成した後」とする。

7 (略)

(不服申立て)

第二十六条 (略)

2 検察官又は検察事務官がした通信の傍受に関する処分に不服がある者はその検察官又は検察事務官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に、司法警察職員がした通信の傍受に関する処分に不服がある者はその職務執行地を管轄する地方裁判所に、その処分の取消し又は変更(傍受の実施の終了を含む。)を請求することができる。

3 裁判所は、前項の請求により傍受の処分を取り消す場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検察官又は司法警察員に対し、その保管する傍受記録(前条第六項の規定により傍受記録とみなされたものを除く。以下この項において同じ。)及びその複製等のうち当該傍受の処分に係る通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信の記録の消去を命じなければならない。ただし、第三号に該当すると認める場合において、当該記録の消去を命ずることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

一 当該傍受又は再生に係る通信が、第二十九条第三項各号又は第四項各号に掲げる通信のいずれにも当たらないとき。

二 当該傍受又は再生において、通信の当事者の利益を保護するための手続に重大な違法があるとき。

三 前二号に該当する場合を除き、当該傍受又は再生の手続に違法があるとき。

4・5 (略)

6 前項に規定する裁判があつた場合において、当該傍受記録について既に被告事件において証拠調べがされているときは、当該被告事件に関する手続においてその内容を他人に知らせ又は使用する場合以外の場合において、当該傍受記録について第三項の裁判又は第四項の規定による消去がされたものとみなして、第二十九条第七項の規定を適用する。

7 (略)

(傍受の原記録の保管期間)

第三十四条 傍受の原記録は、第二十五条第四項若しくは第二十六条第四項の規定による提出の日から五年を経過する日又は傍受記録若しくはその複製等が証拠として取り調べられた被告事件若しくは傍受に関する刑事の事件の終結の日から六月を経過する日のうち最も遅い日まで保管するものとする。

2 (略)

第四章 通信の秘密の尊重等
(関係者による通信の秘密の尊重等)

一 当該傍受に係る通信が、第二十二条第二項各号に掲げる通信のいずれにも当たらないとき。

二 当該傍受において、通信の当事者の利益を保護するための手続に重大な違法があるとき。

三 前二号に該当する場合を除き、当該傍受の手続に違法があるとき。

4・5 (略)

6 前項に規定する裁判があつた場合において、当該傍受記録について既に被告事件において証拠調べがされているときは、当該被告事件に関する手続においてその内容を他人に知らせ又は使用する場合以外の場合において、当該傍受記録について第三項の裁判又は第四項の規定による消去がされたものとみなして、第十二条第五項の規定を適用する。

7 (略)

(傍受の原記録の保管期間)

第二十七条 傍受の原記録は、第二十条第三項の規定による提出の日から五年を経過する日又は傍受記録若しくはその複製等が証拠として取り調べられた被告事件若しくは傍受に関する刑事の事件の終結の日から六月を経過する日のうち最も遅い日まで保管するものとする。

2 (略)

第四章 (同上)
(関係者による通信の秘密の尊重等)

第三十五条 検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護士その他通信の傍受若しくは再生に關与し、又はその状況若しくは傍受をした通信（再生をした通信を含む。）の内容を職務上知り得た者は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

（国会への報告等）

第三十六条 政府は、毎年、傍受令状の請求及び発付の件数、その請求及び発付に係る罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施をした期間、傍受の実施をしている間における通話の回数、このうち第二十九条第三項第一号若しくは第三号又は第四項第一号若しくは第三号に掲げる通信が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に關して逮捕した人員数を国会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくなった後においてこれらの措置を執るものとする。

（通信の秘密を侵す行為の処罰等）

第三十七条 （略）

2・3 （略）

第五章 補則

（刑事訴訟法との関係）

第三十八条 （略）

第二十八条 検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護士その他通信の傍受に關与し、又はその状況若しくは傍受をした通信の内容を職務上知り得た者は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

（国会への報告等）

第二十九条 政府は、毎年、傍受令状の請求及び発付の件数、その請求及び発付に係る罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施をした期間、傍受の実施をしている間における通話の回数、このうち第二十九条第二項第一号又は第三号に掲げる通信が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に關して逮捕した人員数を国会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくなった後においてこれらの措置を執るものとする。

（通信の秘密を侵す行為の処罰等）

第三十条 （略）

2・3 （略）

第五章 （同上）

（刑事訴訟法との関係）

第三十一条 （略）

(最高裁判所規則)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、傍受令状の発付、傍受ができる期間の延長、記録媒体の封印及び提出、傍受の原記録の保管その他の取扱い、傍受の実施の状況を記載した書面の提出、第十五条に規定する通信に該当するかどうかの審査、通信の当事者に対する通知を発しなければならぬ期間の延長、裁判所が保管する傍受記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成並びに不服申立てに関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

別表第一（第三条、第十五条関係）

(略)

別表第二（第三条、第十五条関係）

(略)

(最高裁判所規則)

第三十二条 この法律に定めるもののほか、傍受令状の発付、傍受ができる期間の延長、記録媒体の封印及び提出、傍受の原記録の保管その他の取扱い、傍受の実施の状況を記載した書面の提出、第十四条に規定する通信に該当するかどうかの審査、通信の当事者に対する通知を発しなければならぬ期間の延長、裁判所が保管する傍受記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成並びに不服申立てに関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

別表第一（第三条、第十四条関係）

(略)

別表第二（第三条、第十四条関係）

(略)

改正案	現行
<p>（証拠隠滅等）</p> <p>第五十三条 他人の管轄刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、<u>三年</u>以下の懲役又は<u>三十万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（証人等威迫）</p> <p>第五十四条 自己若しくは他人の管轄刑事事件の捜査若しくは裁判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、その事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、<u>二年</u>以下の懲役又は<u>三十万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>（組織的な犯罪に係る証拠隠滅等）</p> <p>第五十六条 規程が定める罪に当たる行為が、団体（共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体という。以下この項において同じ。）により反復して行われるものをいう。次項において同じ。）の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、その罪に係る管轄刑事事件について第五</p>	<p>（証拠隠滅等）</p> <p>第五十三条 他人の管轄刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、<u>二年</u>以下の懲役又は<u>二十万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（証人等威迫）</p> <p>第五十四条 自己若しくは他人の管轄刑事事件の捜査若しくは裁判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、その事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、<u>一年</u>以下の懲役又は<u>二十万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>（組織的な犯罪に係る証拠隠滅等）</p> <p>第五十六条 規程が定める罪に当たる行為が、団体（共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体という。以下この項において同じ。）により反復して行われるものをいう。次項において同じ。）の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、その罪に係る管轄刑事事件について第五</p>

2
(略)

十三条第一項又は第五十四条に該当する行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2
(略)

十三条第一項又は第五十四条に該当する行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（尋問等の制限） 第二十五条（略）</p> <p>2 刑事訴訟法第二百九十五条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護士がこれに従わなかった場合について準用する。</p>	<p>（尋問等の制限） 第二十五条（略）</p> <p>2 刑事訴訟法第二百九十五条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護士がこれに従わなかった場合について準用する。</p>

改正案

		<p>（刑事訴訟法等の適用に関する特例） 第六十四条 第二項の合議体で事件が取り扱われる場合における刑事訴訟法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
第百五十七條の	(略)	<p>第四十三條第四項、第六十九條、第七十六條第三項、第八十五條、第八十八條第三項、第二百二十五條第一項、第二百六十三條第一項、第二百六十九條、第二百七十八條の二第二項、第二百九十七條第二項、第三百十六條の十一</p>	<p>合議体の構成員</p>
裁判官	(略)		
裁判官、裁判員	(略)		<p>合議体の構成員である裁判官</p>

現行

		<p>（刑事訴訟法等の適用に関する特例） 第六十四条 第二項の合議体で事件が取り扱われる場合における刑事訴訟法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
第百五十七條の	(略)	<p>第四十三條第四項、第六十九條、第七十六條第二項、第八十五條、第八十八條第三項、第二百二十五條第一項、第二百六十三條第一項、第二百六十九條、第二百七十八條の二第二項、第二百九十七條第二項、第三百十六條の十一</p>	<p>合議体の構成員</p>
裁判官	(略)		
裁判官、裁判員	(略)		<p>合議体の構成員である裁判官</p>

<p>四、第五百五十七 条の六第一項、 第三百十六條の 三十九第一項か ら第三項まで、 第四百三十五條 第七号ただし書</p>		
(略)	(略)	(略)

2 (略)

2 (訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録)
第六十五條 (略)

2 前項の規定による訴訟関係人の尋問及び供述等の記録は、刑事訴訟法第百五十七條の六第一項及び第二項に規定する方法により証人を尋問する場合(同項第四号の規定による場合を除く。)においては、その証人の同意がなければ、これを行うことができない。

3 (略)

4 刑事訴訟法第四十條第二項、第百八十條第二項及び第二百七十條第二項の規定は前項の規定により訴訟記録に添付して調書の一部とした記録媒体の謄写について、同法第三百五十五條第五項及び第六項の規定は当該記録媒体がその一部とされた調書の取調べについて、それぞれ準用する。

<p>二、第五百五十七 条の四第一項、 第三百十六條の 三十九第一項か ら第三項まで、 第四百三十五條 第七号ただし書</p>		
(略)	(略)	(略)

2 (略)

2 (訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録)
第六十五條 (略)

2 前項の規定による訴訟関係人の尋問及び供述等の記録は、刑事訴訟法第百五十七條の四第一項に規定する方法により証人を尋問する場合においては、その証人の同意がなければ、これを行うことができない。

3 (略)

4 刑事訴訟法第四十條第二項、第百八十條第二項及び第二百七十條第二項の規定は前項の規定により訴訟記録に添付して調書の一部とした記録媒体の謄写について、同法第三百五十五條第四項及び第五項の規定は当該記録媒体がその一部とされた調書の取調べについて、それぞれ準用する。

11 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）（附則第十二条関係）

改正案

現行

（証拠の取調べ）
第五十条（略）
2 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百四十三条、第百四十四条から第百四十七条まで、第百四十九条、第百五十四条から第百五十六条まで、第百六十五条及び第百六十六条の規定は、外国軍用品審判所が、審判に際して、参考人を審問し、又は鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。この場合において、同法第百四十三条及び第百六十五条中「裁判所」とあるのは「外国軍用品審判所」と、同法第百四十三条、第百四十四条、第百四十五条第一項、第百五十四条及び第百五十六条第一項中「証人」とあるのは「参考人」と、同法第百四十三条、第百四十四条及び第百四十五条第一項中「尋問する」とあるのは「審問する」と、同法第百四十九条ただし書中「、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で」とあるのは「その他外国軍用品審判所が」と、同法第百五十五条第一項中「尋問しなければ」とあるのは「審問しなければ」と読み替えるものとする。

（証拠の取調べ）
第五十条（略）
2 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百四十三条から第百四十七条まで、第百四十九条、第百五十四条から第百五十六条まで、第百六十五条及び第百六十六条の規定は、外国軍用品審判所が、審判に際して、参考人を審問し、又は鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。この場合において、同法第百四十三条及び第百六十五条中「裁判所」とあるのは「外国軍用品審判所」と、同法第百四十三条、第百四十四条、第百四十五条第一項、第百四十六条第一項中「証人」とあるのは「参考人」と、同法第百四十三条、第百四十四条及び第百四十五条第一項中「尋問する」とあるのは「審問する」と、同法第百四十九条ただし書中「、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で」とあるのは「その他外国軍用品審判所が」と、同法第百五十五条第一項中「尋問しなければ」とあるのは「審問しなければ」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（出頭の命令及び引致） 第六十三条（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第六十四条、第七十三条第一項前段及び第三項、第七十四条並びに第七十六条第一項本文及び第三項の規定（勾引に関する部分に限る。）は、第二項又は第三項の引致状及びこれらの規定による保護観察対象者の引致について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「罪名、公訴事実の要旨」とあり、同法第七十三条第三項中「公訴事実の要旨」とあり、及び同法第七十六条第一項本文中「公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨」とあるのは「引致の理由」と、同法第六十四条第一項中「裁判長又は受命裁判官」とあるのは「裁判官」と、同法第七十四条中「刑事施設」とあるのは「刑事施設又は少年鑑別所」と、同法第七十六条第三項中「告知及び前項の教示」とあるのは「告知」と、「合議体の構成員又は裁判所書記官」とあるのは「地方更生保護委員会が引致した場合においては委員又は保護観察官、保護観察所の長が引致した場合においては保護観察官」と読み替えるものとする。</p>	<p>（出頭の命令及び引致） 第六十三条（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第六十四条、第七十三条第一項前段及び第三項、第七十四条並びに第七十六条第一項本文及び第二項の規定（勾引に関する部分に限る。）は、第二項又は第三項の引致状及びこれらの規定による保護観察対象者の引致について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「罪名、公訴事実の要旨」とあり、同法第七十三条第三項中「公訴事実の要旨」とあり、及び同法第七十六条第一項本文中「公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨」とあるのは「引致の理由」と、同法第六十四条第一項中「裁判長又は受命裁判官」とあるのは「裁判官」と、同法第七十四条中「刑事施設」とあるのは「刑事施設又は少年鑑別所」と、同法第七十六条第二項中「合議体の構成員又は裁判所書記官」とあるのは「地方更生保護委員会が引致した場合においては委員又は保護観察官、保護観察所の長が引致した場合においては保護観察官」と読み替えるものとする。</p>

8
5
10

(略)

8
5
10

(略)

改正案	現行
<p>附則 （刑事訴訟法の一部改正） 第四条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第三百五十条の十五中「刑の」の下に「全部の」を加える。</p>	<p>附則 （刑事訴訟法の一部改正） 第四条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第三百五十条の十四中「刑の」の下に「全部の」を加える。</p>